

	質問項目 (応募の手引きページ数等)	質問	回答
1	—	提案内容がテーマに沿っているかどうか、参加表明前に確認してもらうことは可能でしょうか。	審査における公平性確保の観点から提案内容がテーマに沿っているかどうかの事前確認は行いません。
2	9ページ	任意団体として参加を予定していますが、任意様式とされている「団体の概要に関する調書」は、どのような内容を書けばよいでしょうか。	提案団体が応募資格を満たしていることを確認するための資料の一つであることを踏まえ、団体の基礎情報をご記入ください。（例：団体名、所在地、代表者、担当者、連絡先、構成員、人数、設立時期、活動目的、活動内容・実績など）
3	4ページ	柳島一丁目地内の緑地にキッチンカーやタクシー等の車両を乗り入れることは可能ですか。乗り入れ可能な場合、どのような手続きが必要となりますでしょうか。	緑地内への車両の乗り入れについては、市民の通行を配慮することを原則に通路部への乗り入れを可能としますが、植栽上への乗り入れはできません。緑地内に乗り入れる場合は、事前に新潟港湾事務所との協議が必要となります。
4	4ページ	同上緑地内にコンテナ等の箱状の仮設構造物を設置することは可能ですか。設置可能な場合、どのような手続きが必要となりますでしょうか。	緑地内における永久工作物の設置はできません。一時的に設置する場合は、事前に新潟港湾事務所との協議が必要となります。
5	4ページ	同上地域の岸壁に、チャーター船等を一時的に係留することは可能ですか。係留可能な場合、どのような手続きが必要となりますでしょうか。	当該緑地隣接の信濃川左岸岸壁への一時的な係留については、事前に新潟港湾事務所と協議のうえ係船護岸使用許可申請手続きが必要となります。
6	3ページ	しもまち地域やにいがた2kmで実際に取り組まれているイベントや団体との連携は、企画段階で協働する許可が必要なのか、それとも主催単独事業でも、今後連携する可能性を想定したものという意味なのか。（ハジマリヒロバとの取組との連携も含め）	企画段階において、連携先の団体等に許可を取ることは必須ではなく、連携する可能性を想定してご提案いただくことで差支えありません。

	質問項目 (応募の手引きページ数等)	質問	回答
7	取り組みの参考例	集客イベントの開催について、やすらぎ堤左岸において、マルシェやフリーマーケット、飲食の販売など、営利目的と取られるイベントはできないと以前に国土交通省に言われたが、この事業では可能なのか？	賑わい創出や地域の活力向上といった今回の提案募集の趣旨に沿った内容であれば、マルシェやフリーマーケット、飲食の販売も可能です。 ※参考：応募の手引き6ページより「市からの補助金のほか、事業収入や寄附金等を得て事業を実施することを妨げるものではありません。」
8	取り組みの参考例	飲食イベントが可能な場合、テントの設営、プロパンガスの設置は可能か。また芝地での設営が不可能な場合、芝地以外の場所は可能なのか。	テントの設営については、使用料は不要ですが、事業者より直接新潟港湾事務所に相談のうえ必要な申請手続きをおこなってください。また、芝生の養生や撤去後の現状復帰が求められるため、設置にあたっては十分に配慮してください。プロパンガス等の火気使用については、原則禁止となりますが、使用を検討される場合は新潟港湾事務所にご相談ください。
9	補助対象経費について	マルシェのようなイベントを開催する場合、テントの設営やガスのレンタル費用などの会場設営費は委託料となるのか。それとも使用料や賃借料、必要と認められる経費として、計上してよいのか。	テントの設営やガスのレンタル費用を包括的に外部委託する場合は、「委託料」として計上することとなります。一方、それぞれを個別に契約する場合は、内容に応じて計上してください。（例：設営を委託する場合は「委託料」、レンタル費用は「使用料・賃借料」）
10	取組の事例について	以前、新潟市北区でのまちづくりパートナーシップ事業において、連携を想定するとされていた、新潟市の指定管理施設でもある施設から、「地元の知っている団体とこの事業をしたいから、他とは関わりたくない」との理由で、事業計画が進められないケースがあったが、しもまち地域のイベントの連携やハジマリヒロバとの連携が必須となった場合、同様のことがあると想定できるが、今回は広く意見を聞いてもらえるのか。	本事業については、複数の地域団体に対し公募を行うことを説明しており、取組に対して一定の歓迎の意志を示していただいています。具体的な連携の調整については、事業が採択された後に各団体等と進めていただくこととなります。
11	税金の取扱いについて	税金は補助対象経費に含まれるか。	例えば、消耗品購入時に支払った消費税は補助対象経費として含めることは可能ですが、「応募の手引き」7ページに記載のとおり、新潟市が団体に賦課する税金や、直接的に事業と関係しない団体の運営に関する経費は補助対象外となります。

※質問の受付順に記載しています。